

## 一般社団法人 日本接着歯学会

### 専門医制度暫定期間における専門医の認定及び資格更新に関する申合せ

- (1) 一般社団法人日本接着歯学会（以下「本会」という。）専門医制度暫定期間における専門医の認定及び資格更新に関する申合せ（以下「申合せ」という。）は、本会の専門医制度規則並びに専門医制度施行細則の経過措置として暫定期間（以下「暫定期間」という。）における専門医認定及び専門医資格更新について定める。
- (2) 本会専門医制度の施行時に本会認定医資格を有する者で専門医認定を希望する者は、本会の定める申請書類を専門医認定委員会（以下「委員会」という。）に提出し、専門医認定基準適合試験（以下「適合試験」という。）を別に定める指定期間内に受験しなければならない。
- (3) 暫定期間終了時まで専門医認定の新規申請を受理された者で、その後審査に合格した者は、認定医資格保持者と同様の扱いとし、別に定める指定期間内に適合試験を受験しなければならない。
- (4) 委員会は、試験結果によりその合否を判定する。なお、委員会が必要と認めた者に対しては個別に追加試験を実施する場合がある。
- (5) やむを得ない事由（留学、妊娠・出産・育児、病気療養、激甚災害等の罹災など）により指定期間内に適合試験を受験できない場合は、委員会に事前に申し出ることにより特別措置を講ずることができる。
- (6) 本会は、適合試験の合格者を、理事会の議を経て専門医と認定する。
- (7) 本会は、申請に基づき専門医登録を行い、認定証及び更新に必要な書類を交付し、本会発行の「接着歯学」及び本会公式ホームページに専門医氏名を掲載し、理事会及び社員総会で報告しなければならない。なお、専門医の登録料は、初回更新時に更新申請料に代えて徴収するものとする。
- (8) 本会専門医認定後の初回の資格更新は、接着歯科治療認定医証に記載の認定期限までに行わなければならない。なお、更新申請は本会認定医制度施行細則を適用し、その際認定医を専門医に読み替える。
- (9) 欠試者又は不合格者、あるいは専門医認定を希望しない者は、本会認定医制度廃止後も接着歯科治療認定医証に記載された認定期限まで「接着歯科治療認定医」の呼称のみ用いることができる。
- (10) 本会終身認定医について、本会専門医制度施行後は本会認定医制度施行細則第 10 条は失効とし、新たな申請は受け付けない。ただし、現在終身認定医資格保持者で専門医認定の申請を希望しない者は、終身認定医の呼称のみ継続使用できる。
- (11) 本申合せの改廃は、委員会の発議により規程検討委員会で協議のうえ、理事会の承認を得るものとする。

#### 附 則

- 1 本申合せは、2020 年 10 月 4 日から施行する。